平成２６年（フ）第４号
北海道滝川市幸町４丁目６番12号
債務者　谷井　瑞枝
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第４号
北海道檜山郡江差町字桧岱165番地
債務者　大内　裕和
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第５号
北海道檜山郡江差町字桧岱165番地
債務者　大内美喜子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第６６号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地34棟206号
債務者　井上　茂子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７号
福岡県大川市大字坂井606番地３コーポあけぼの12号
債務者　野口　好美
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
仙台市太白区山田本町26―30　103号　リュウセイマンション、住民票上の住所秋田県にかほ市金浦字金浦188番地１
債務者　池田　　幹（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
茨城県那珂市戸崎1381番地２
債務者　薗部　達哉
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
茨城県土浦市本郷2058番地２
債務者　長谷川　忠
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
茨城県石岡市杉並３丁目６番７号
債務者　佐藤　賴世
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４３号
茨城県石岡市池の台10051番地　２Ａ―12
債務者　比氣まさ子
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４５号
金沢市割出町643番地１　トレジャー割出301号、過去３年間の住所（地番等省略）東京都練馬区北町６丁目、東京都豊島区南大塚３丁目、東京都豊島区西巣鴨１丁目
債務者　糸賀　郁恵
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
金沢市押野２丁目216番地５、従前の住所金沢市本江町１番21号
債務者　南部　豊子
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
石川県鳳珠郡穴水町字越渡７の93番地
債務者　表　　義明
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第６１号
岐阜県関市千疋320番地１
債務者　加藤　豊子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
岐阜市鷺山東２丁目５番59号　ハイツ仙古206号室
債務者　藤原　末光
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６２号
名古屋市港区入場２丁目1307番地　アーク入場103号、前住所名古屋市港区小賀須４丁目1123番地　フロイデ小賀須302号
債務者　柴田美由紀
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８１号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ―３棟301号
債務者　川中　芳郎
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部